

保護者のみなさまへ

平成30年7月
茨木市立天王中学校
校長 高橋 富士一

保存版

地震の発生 及び 気象の警報が発令された場合の 緊急措置 について

標記の件につきまして、平成23年9月1日付で茨木市教育委員会から通知がでております。下記の緊急措置についてご注意くださいようお願い申し上げます。

なお、「警報」の発令に際してのプリント配布は行いませんので、この通知をもちまして「保存版」としてご利用ください。（学校HPにも同様の措置を掲載しておりますので、電話等によるお問い合わせはご遠慮ください。）

警報発令時の措置

大阪府全域または大阪府北部に「暴風警報」または「特別警報」が発令された場合は、下記の措置をとる。

★「暴風を含まない警報」や「注意報」の場合は、通常通り登校する。

★午前9時までに解除されて登校する場合、お弁当を持参すること『給食販売なし』

- 1、午前7時の時点で、暴風警報が発令されている場合・・・自宅待機
- 2、午前9時までに、暴風警報が解除された場合・・・解除の時点から登校
- 3、午前9時の時点で引き続き 暴風警報が発令されている場合・・・臨時休業
登校後に暴風警報が発令された場合は、原則として、全員下校措置をとります。

地震発生時の措置

大地震（震度5弱以上）が発生した場合

始業前・・・臨時休業

授業中・・・授業中止（状況により、学校待機、または集団下校の措置をとる）

震度5未満の地震が発生した場合

学校施設の被害状況・通学路の安全状況により、対応措置を判断する。

「臨時休業の連絡」（ホームページ・連絡メール等）が、ない限り通常通り登校する。

大地震発生による「臨時休業」の期間は、学校からの連絡に従ってください。

★登下校時に大地震が発生したときは、自宅に戻るか、最寄りの避難所（小学校や中学校などの施設）に駆け込むなど、その場の状況に応じた避難行動をとれるよう、あらかじめ各家庭でご相談ください。

なお災害時には、メール配信が役立ちます。PTA 配信メールへの手続きをぜひお願いします。ホームページの閲覧もお願いいたします。